

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年3月24日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/fu-daigaku/dokuziriyouzimu.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/fu-daigaku/dokuziriyouzimu.html</a>

執行機関名 大阪府知事

学資の貸与及び支給に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	公立大学法人大阪の設置する大学の学部及び大学院(修士課程、博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程及び専門職大学院の課程に限る。)並びに高等専門学校の学科(第四学年及び第五学年に限る。)及び専攻科における授業料及び入学金の減免に要する費用の支弁に関する事務であって規則で定めるもの(専攻科を除く。)
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条別表3の項 公立大学法人大阪の設置する大学の学部及び大学院(修士課程、博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程及び専門職大学院の課程に限る。)並びに高等専門学校の学科(第四学年及び第五学年に限る。)及び専攻科における授業料及び入学金の減免に要する費用の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大阪公立大学等授業料等支援補助金交付要綱 第1条 大阪公立大学等授業料等支援補助金に係る事務処理要領

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。	府は、大阪公立大学、大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校(以下、「公立大学等」という。)に在学する学生の教育に係る経済的負担の軽減を図り、親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学をあきらめることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、予算の定めるところにより、公立大学等の設置者である公立大学法人大阪(以下「法人」という。)に対し、大阪公立大学等授業料等支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		大阪公立大学等授業料等支援補助金交付要綱 大阪公立大学等授業料等支援補助金に係る事務処理要領

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号	大阪公立大学等授業料等支援補助金に係る事務処理要領第一章1(2) 大阪公立大学等授業料等支援補助金交付要綱第6条
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	大阪公立大学等授業料等支援補助金の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 へ	大阪公立大学等授業料等支援補助金に係る事務処理要領第一章1(2)⑤ 大阪公立大学等授業料等支援補助金交付要綱第7条1号(ア)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報